

生活資金貸し付けて

水俣病訴訟派など49世帯

社党県本
部代表ら

沢田知事に陳情

社会党県本部の西島委員長ら六人は十二日、県庁に沢田知事を訪れ、水俣病訴訟派と新認定患者家族計四十九世帯に生活資金として十万円を貸し付けてほしいと陳情した。

訴訟派の患者家族は長年の法廷闘争で生活が困窮、水俣市に対してこれまで補償金受給時に返済するとの条件で一時金の貸し付けを要請してきた。しかし水俣市がこれを受けつけないため、県に陳情したもの。

この日の陳情に加わった訴訟派

の代表渡辺菜三さんは「患者家族はいずれも生活苦にあえぎ、年を越せない現状にある」と訴え、沢田知事の決断を迫った。

これに対し沢田知事は「地元水俣市を飛び越えてこの種の貸し付け金を出すことは行政的に困難だ。もし水俣市から貸し付け金の半額でも出してほしいとの要望があれば、応じてみよう」と答え、さらに「この問題について浮池水俣市長とも相談してみたい」と述べた。